

第10章 分収林(既存)の課題と解決策

1 分収林契約の課題

分収林契約とは、分収造林特別措置法（昭和33年4月15日法律第57号）に基づき、土地所有者と造林・保育及び費用負担者である林業公社が締結し、造林・保育を実施した後、主伐による収益を分け合うという契約である。

公社では、これまで953件（現944件）の契約を結び、6,884haの造林を実施した。

主な契約内容としては、

- ・造林・保育などの費用は全額林業公社が負担
- ・分収比率は、林業公社60%：土地所有者40%
- ・契約期間は45年から50年である。

しかしながら、木材価格が低下する一方、森林整備事業費の増大などにより、当初の契約期間である45年から50年で伐採しても木材価格が安く収益が見込めないばかりか、当初契約の分収比率では、公社は投下経費が回収できず、大幅な赤字が見込まれるようになった。

このようなことから、林業公社経営改善計画（問題解決プラン：H18～H22）を立て、長伐期化による木材の付加価値向上と伐採量の平準化、また、収益配分を増加させることを目的に、土地所有者の理解を得ながら、

- ・契約期間の延長：50年→90年
- ・分収比率の見直し：公社60%：土地所有者40%→公社70%：土地所有者30%

を内容とした契約変更の手続きを進め、平成22年度末現在、5年間の実績として、変更件数は629件となり、全契約数の約67%の変更手続きを完了した。

契約変更の手続きができていない残りの300件余りについては、

- ・土地所有者の相続による手続きが不備
- ・土地所有者の住所移転

などが理由であり、分収林契約が超長期であることが原因と考えられる。

分収林契約は、次のような構造的課題がある。

- 個々の相対契約であり、契約期間が長期化すると、所有者の相続や住所移転など、個々の契約相手の個人問題から諸問題が発生する。
- 分収林の整備費用を林業公社がすべて負担するが、経済変動に関わらず、整備費用を差し引かない伐採収益を、契約で決めた比率で分収するため、リスクが大きい。

これらは、早期に解決すべきである。

2 解決に向けての取り組み

分収林契約には前述した「構造的な課題」があるため、「解決策」について次の3案を検討した。

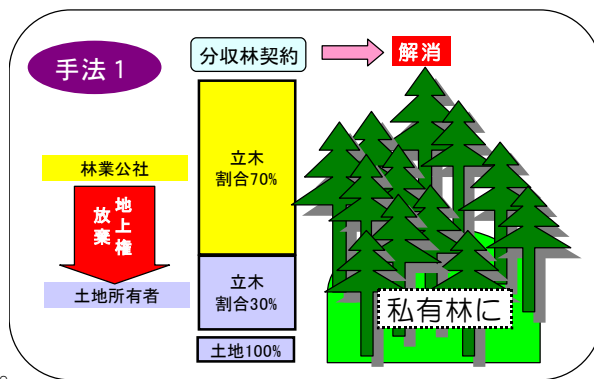
(1) 公社の地上権を放棄

林業公社が持つ地上権の放棄は、主伐による収益の放棄でもあり、当該森林への投下経費の回収は不可能になる。

したがって、公庫や県への借入金の償還も不可能となり、公庫への償還は損失補償している県が継承することとなるため、県財政に及ぼす影響は大きく、県民負担も膨大なものとなる。

また、森林の管理・経営は森林所有者に委ねられることになり、荒廃森林の増加が懸念される。

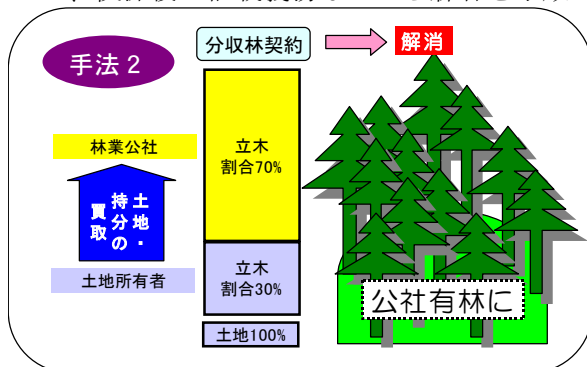
よって、このような手法は、基本的に避けるべきであるが、収入予測が投下経費を下回る不採算林では、地上権の放棄を検討すべきである。



(2) 公社が土地所有者の土地、地上権を買い取り

土地所有者の世代交代や木材価格の長期低迷、また、伐採後の植栽義務などから森林を手放したい所有者が増加している昨今、分収林契約の解消のため、分収契約地を「公社が買い取る」手法は好機であると考えられる。

将来的に土地所有者に支払う分収交付金と、分収林契約地の買い取りに必要な額を比較した場合、現在の森林価格では、明らかに買い取りをした方が安価でもある。



土地所有者に支払う分収交付金 70.7 億円 > 分収契約地 (7,009ha) の買取価格 17.5 億円

(※買取価格は、ha 当たりの平均買取価格 500 千円に所有者の分収割合 0.35 を乗じ、
ha 当たりの平均土地価格 75 千円を加えた額 250 千円を設定)

また、分収契約地の買い取りにより、県が推進する「取得による公有林化」が図られるとともに、長伐期施業や非皆伐施業も可能になる。

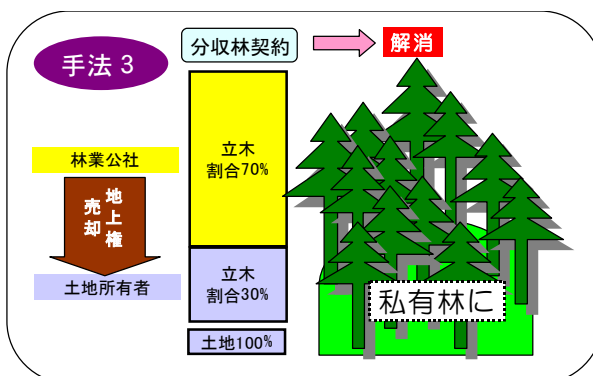
しかし、買い取りに必要な財源の確保が必要であり、公庫や県からの新たな借入金に依存せざるを得ないことから、低利な財源を求めた上で、積極的に分収契約地の買い取りを進めるべきである。

なお、社員（市町村等）が所有する分収契約地については、相続等の問題も発生しないことから、買取対象から除くこととする。

（３）公社の地上権を土地所有者に売却

林業公社の地上権の売却価格は、当該森林への投下経費が基本であり、採算がとれない森林（不採算森林）から順次売却を検討することとするが、多くは不採算森林であり、将来の収益も期待できないため、これまでの投下経費での売却は、森林所有者の理解が得られないことが予想される。

また、森林の管理や経営は森林所有者に委ねられることになり、荒廃森林の増加が懸念されることから、この点でも、所有者の理解を求める必要がある。

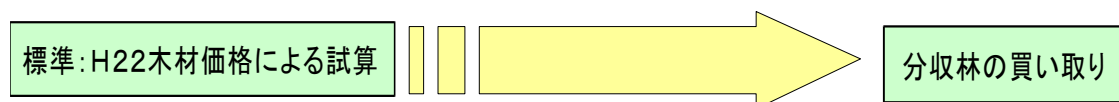


3 経営改善への効果額

分収林契約の課題解決には、2案目に検討した「公社が買い取る」方法が、最も有効で実現可能な方法であり、全国的にも先例が無いものである。

財源を借入金に依存することになり、負債の増加になるものの、将来の収益には大きなプラスに働くことを考慮すると、この方法による取り組みは、今後の搬出間伐による収入で償還できる範囲内での借入金で買い取りを進めることとすれば、今後10年間で概ね3,000haの買い取りを目指すことができると考えられる。

借入金を原資に分収林の土地、地上権を3,000ha買い取りした場合には、返済金が7.5億円増えるものの、分収交付金が32.5億円削減されるため、効果額は約25億円となる。



これからの収入			これからの支出		
伐採収入	225.8 億円	96%	整備費	5.2 億円	2%
交付金等	2.5 億円	1%	分収交付金	70.7 億円	22%
他の事業益	7.3 億円	3%	管理費	47.6 億円	15%
			返済金	194.1 億円	61%
収入 計	235.6 億円	100%	支出 計	317.6 億円	100%
			差し引き	△ 82 億円	

これからの収入			これからの支出		
伐採収入	225.8 億円	0%	整備費	5.2 億円	0%
交付金等	2.5 億円	0%	分収交付金	38.2 億円	-46%
他の事業益	7.3 億円	0%	管理費	47.6 億円	0%
			返済金	201.6 億円	4%増
収入 計	235.6 億円	0%	支出 計	292.6 億円	-8%
			差し引き	△ 57 億円	-30%

試算条件

- ・原資は、県企業局からの借入金（H24～H33：750,000千円）
- ・償還は、15年元金均等償還（H25～H48：754,173千円）

また、第6章の4で検討した生産性の向上を加味した上で、分収林の買い取りを進めた場合の効果額は、約28億円になる。

なお、現在進めている分収林契約の分収比率や契約期間の変更については、土地所有者への公平性の観点から、また、将来の公社収益を拡大する取り組みでもあることから、今後も、変更契約率100%を目指し、引き続きねばり強い取り組みが必要である。